

霧島市立医師会医療センター改築工事基本設計業務委託仕様書

I 業務概要

1 業務名称

霧島市立医師会医療センター改築工事基本設計業務委託

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする、

- (1) 施設名称：霧島市立医師会医療センター
- (2) 敷地の場所：鹿児島県霧島市隼人町松永 3320
- (3) 施設用途：病院

(平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第十号 第 2 類)

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- 敷地の面積：65,590.53 m²
- 用途地域の指定：都市計画区域内 用途地域指定なし
- 防火地域の指定：指定なし
- 容積率・建ぺい率：容積率 400%・建ぺい率 70%
- 周辺道路：東側 建築基準法 42 条 1 項 3 号道路

(取扱については関係機関と協議を行うこと。)

(2) 施設の条件

- 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	面積 (m ²)	備考
新築	新病院	未定・地上 6 階程度	約 21,000.00 m ²	今回設計対象
改修	手術室棟	RC 造・2 階建て	1,466.99 m ²	今回設計対象
存置	リハビリ棟	プレハブ造・平家建て	440.38 m ²	
存置	緩和ケア病棟	鉄骨造・平屋建て	1,167.69 m ²	
存置	研修医室棟	プレハブ造・2 階建て	522.90 m ²	
存置	職員宿舎棟 (2 棟)	RC 造・3 階建て	742.96 m ² 776.32 m ²	
存置	保育園	鉄骨造・平屋建て	226.41 m ²	
存置	院長宿舎	木造・平屋建て		
未定	総合污水处理場	—	—	利用できるか 検討すること
未定	温泉ポンプ室	—	—	利用できるか 検討すること

※構造及び階数は参考に示すものであり、プロポーザルにおける技術提案において条件として拘束するものではない。

○建築物用途：病院

○設計の内容：「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」および「霧島市立医師会医療センター基本設計と条件書」による。

※存置する棟についても、病院の改築後も継続して使用できるよう、電気・給排水等の状況を調査し、建物の使用に支障をきたさないよう計画すること。

○耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準（国土交通省）」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ・構造体：I類
- ・建築非構造部材：A類
- ・建築設備：甲類

(3) 参考資料

本業務は以下の資料を参考に行うものとする。

- ・霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画
- ・霧島市立医師会医療センター基本設計と条件書
- ・敷地現況図
- ・既存図（手術室棟、リハビリ棟、緩和ケア病棟、研修医室棟）
- ・建設予定地の地質調査報告書（別途発注予定）

(4) 建設の条件

予定工事費及び建設工期

(ア) 予定工事費：約 105 億円（消費税及び地方消費税を含む）

（外構含む、既存解体・医療機器・備品・システム費・移設費含まない）

(イ) 建設工期（予定）：令和3年度～令和5年度まで

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務

(ア) 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務（外構、解体含む）
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

項 目		対象外業務
●設計条件の整理	●条件の整理	
	●設計条件の変更等の場合の協議	一部、市で行う
●法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	●法令上の諸条件の調査	
	●建築確認に係る関係機関との打合せ	
●上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
●基本設計方針の策定	●総合検討	
	●基本設計方針の策定及び発注者等への説明	
●基本設計図書の作成		
●概算工事費の検討		
●基本設計内容の発注者等への説明等		一部、市で行う

(イ) その他

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 工事費概算書の作成
- 開発行為についての検討

(2) 追加業務

- 透視図・鳥瞰図の作成（PDF・JPGデータ、彩色有、規格A3、枚数3枚（外観1、内観2）アルミ額付き）
- 模型の製作（展示用模型（縮尺1/200程度、クリアケース有））
- 模型の写真撮影（彩色有、規格A3、カット枚数2枚）
- 概略工事工程表の作成（解体工事後までの移転ローリング計画含む）
- 日影図の作成
- ヘリポート（屋外）設置に関する調査資料
- 監視機能（BMS, BEMS, 計量課金等）の設備等の検討
- 構内情報通信網設備に係る検討
- 排水処理設備に係る検討（既設排水処理設備利用の検討も行う）
- 雨水・排水再利用設備、温泉利用設備等に係る検討
- 電波障害机上計算
- 付近のがけ状況に関する検討
- 建設予定地（9,000 m²）の土壌調査（地歴調査、試掘採取等調査）

2 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

(2) 業務の処理

(ア) 受注者は、業務の実施にあたって、綿密なる現地調査をなし、事前に関係官庁、上下水・電力・ガスの供給者等との打合せを行うとともに、建築（総合）、構造及び設備間の調整を十分に行い、工事の着手後において設計内容等の変更が生じないよう留意しなければならない。また、霧島市立医師会医療センター改築工事に係る他業務の受注者と十分に協力し業務を円滑に遂行すること。

(イ) 受注者は、業務の進捗状況について、基本条件確定段階（平面図に入る前の基本事項の確定時点）、詳細条件確定段階（業務完了前の最終的な詳細事項の確定時点）及び調査職員または受注者が必要と認めた段階において、調査職員に中間報告をし、その承諾を得なければならない。なお、基本条件確定段階で工事費概算見積書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(3) 適用基準等

本業務は関係法令によるほか、以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記がない場合は「制定又は監修」については、国土交通省大臣官房庁営繕部、「年版等」については、最新の年版等とする。

基準等	制定又は監修	年版等
◎ 共通 ●官庁施設の基本的性能基準 ●営繕事業のプロジェクトマネジメント要領 ●官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式 ●官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン ●官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準 ●官庁施設の環境保全性基準 ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ●官庁施設の防犯に関する基準 ●業務継続のための官庁施設の機能確保に関する基準 ●公共建築工事積算基準 ●公共建築工事積算基準等関連資料 ●公共建築工事共通費積算基準 ●公共建築工事標準単価積算基準 ●建築工事における建設副産物管理マニュアル		

<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築 ●建築工事設計図書作成基準 ●敷地調査共通仕様書 ●公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ●建築設計基準 ●建築設計基準の資料 ●建築構造設計基準 ●建築構造設計基準の資料 ●建築工事標準詳細図 ●擁壁設計標準図 ●構内舗装・排水設計基準 ●構内舗装・排水設計基準の資料 ●表示・標識基準 ◎ 建築積算 ●公共建築数量積算基準 ●公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ●公共建築工事見積標準書式（建築工事編） 		
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 設備 ●建築設備計画基準 ●建築設備設計基準 ●建築設備工事設計図書作成基準 ●公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ●公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ●排水再利用・雨水利用システム計画基準 ●建築設備耐震設計・施工指針 ●建築設備設計計算書作成の手引 ●食品ごみ処理設備設計計画指針 ◎ 設備積算 ●公共建築設備数量積算基準 ●公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ●公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 		

※その他、関係条例等についても遵守すること。(例：霧島市景観条例)

(4) 提出書類

(ア) 業務計画書

受注者は、業務を実施するにあたり、設計方針の策定を行い、業務当初及び変更の都度、業務計画書を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(イ) 設計内容説明書

受注者は、業務が完了したときは、設計内容説明書を作成し、調査職員に提出の上、設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。

(5) 業務の実施体制

受注者は、参加表明書に記載した業務実施体制により、当該業務を履行すること。

ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(6) 貸与品等

品 名	貸与・支給
・霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画	貸与
・霧島市立医師会医療センター基本設計と条件書	貸与
・霧島市立医師会医療センター地質調査報告書（別途発注予定）	貸与
・既存図（手術室棟、リハビリ棟、緩和ケア病棟、研修医室棟）	貸与

引渡場所（霧島市健康増進課市立病院管理グループ） 貸与時期（契約後）

返却場所（霧島市健康増進課市立病院管理グループ） 返却時期（業務完了時）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

(ア) 業務着手時

(イ) 定例打合せ（月2回を標準とする。）

(ウ) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(エ) その他（霧島市立医療センター施設整備に係る他業務の受託者との協議）

(8) 成果物の提出場所 霧島市建築住宅課

(9) 成果物等の情報の適正な管理

(ア) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物とは、

①「Ⅱ 3」に規定する成果物

②その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (イ) 発注者の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第3者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - (ウ) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - (エ) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要なほかは、発注者が認めた場合に限る。
 - (オ) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、「Ⅱ 2（6）」により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - (カ) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
 - (キ) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じた恐れが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、情報を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
 - (ク) 上記（ア）～（キ）の規定は、契約終了後も対象とする。
 - (ケ) 上記（ア）～（キ）の規定は協力者等に対しても対象とする。
- (10) 成果物の取扱について
- 提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者が無償で貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (11) 写真の著作権の権利等について
- 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- (ア) 写真は市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - (イ) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

成果物	部数	縮尺	適用

建築 (総合)	一 般 業 務	●建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上表概要表 面積表及び求積表 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図（主要部詳細） 工事費概算書	20部	適宜	製本 外構・解体含む 以下同じ
		●設計内容説明資料 簡易な透視図、日影図 コスト縮減提案書 各種技術資料等	20部		
		●工事費概算書	20部		
		●仮設計画概要書	20部		
		●基本設計説明書（概略版）	100部		
建築 (構造)	一 般 業 務	●建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 構造計画図	20部		製本 架構形式の概 略図含む
		●工事費概算書	20部		
		●設計内容説明資料 コスト縮減提案書 構造検討資料 各種技術資料等	20部		
電気設備	一 般 業 務	●電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 電気計画図	20部		製本
		●工事費概算書	20部		
		●設計内容説明資料 コスト縮減提案書 各種比較検討資料	20部		

		各種技術資料等			
機械設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ●機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 機械計画図 ●工事費概算書 ●設計内容説明資料 コスト縮減提案書 各種比較検討資料 各種技術資料等 	20部 20部 20部		製本
その他	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ●打合せに関する書面 ●建築設計チェックリスト 	一式 一式		A4ファイル A4ファイル
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ●概略工事工程表 ●透視図・鳥瞰図 ●模型 ●模型の写真撮影 ●日影図 ●ヘリポート（屋外）設置に関する調査検討書 ●監視機能（EMS, BEMS, 計量課金等）の設備等の検討書 ●構内情報通信設備に係る検討書 ●排水処理設備に係る検討書 ●雨水・排水再利用設備等に係る検討書 ●電波障害机上検討書 ●付近のがけ状況に関する検討書 ●建設予定地の土壌調査報告書 	一式 1部 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式		PDF, JPEG データ クリアケース付

※図面の縮尺は、調査職員と協議し決定する。

(2) 成果物提出形式

(1) に掲げる成果物の製本の形式及び内容は次による。ただし、規格、

タイトル及び分冊等については、調査職員の指示による

- (ア) 成果物書類一式（部数は（１）のとおり）
- (イ) 電子媒体「CD-R」（ウィルス対策を実施した上で提出すること） 1部
- (ウ) 基本設計説明書（概略版） 100部
- (エ) その他追加業務については、特記ない限りドッチファイルを原則とする。
- (オ) 成果物の図面データはJWW形式およびPDF形式とする。

(3) 成果物の作成

- (ア) 調査職員が指示する場合において、成果物は、建築、電気設備、機械設備工事等の各工事別及び各工区別に分類し、それぞれ毎に作成するものとする。
- (イ) 調査職員が指示する場合において、成果物の様式は、調査職員の指示する様式により作成するものとする。

4 設計にあたっての留意事項

設計にあたっては、「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」、「霧島市立医師会医療センター基本設計と条件書」に基づき、病院機能や諸室構成等を計画することとするが、次に示す事項に十分留意のうえ、業務を行うものとする。また、受注者は、発注者の意図および目的を十分に理解し業務を行うこととする。

(1) 配置計画

(ア) 現病院および新病院の運用を考慮しながら改築工事が進められるよう、病院本体、外構の計画および整備手順（解体含む）について計画すること。その際、工事期間中を含め、以下の点について配慮すること。

- ・継続的な来院者動線の安全性、利便性の確保
- ・継続的な救急車、サービス車両動線の確保（いずれも工事期間中に一時不通にならないように注意する）
- ・災害時に緊急医療活動を行う外部スペースの確保

(イ) 以下の利用動線に配慮した効果的な配置計画を検討すること。

- ・歩行者と車両の動線分離
- ・一般来院者、救急搬送、サービスの明確な動線分離
- ・高齢者や障害者等が支障なく利用できる動線計画
- ・バス、タクシーなどの乗降スペース、待機スペースの検討
- ・屋外ヘリポートの設置位置、病院との動線の検討

(ウ) その他

- ・日射熱負荷及び西日の抑制を図り、光熱費や空調負荷等の軽減を検討すること。
- ・桜島や霧島山への眺望を考慮し、敷地の特性を活かした配置計画の検討

(2) 平面計画

(ア) 来院者とスタッフの移動動線、セキュリティ等に十分配慮した計画とするこ

と。

(イ) 基本計画を参照し、部門間の効率的な相互利用や患者プライバシー等に配慮した平面計画、動線計画とすること。

(ウ) 将来の医療技術や患者動態等の変化に対応できるように、フレキシブルな平面計画とすること。

(エ) 誰もが利用しやすいよう、サインなどの案内表示やエレベーターの効率的な配置、段差解消などユニバーサルデザインに配慮すること。

(オ) 駐車場は平面駐車場を想定しており、建物規模に応じた駐車場台数を適宜計画すること。

(3) 構造計画

基礎構造、躯体の構造種別について地盤特性や整備コスト、ライフサイクルコストおよび建設工期などを総合的に比較検討の上、最適な工法を選択すること。

(4) 環境配慮・省エネルギー性能

(ア) 建設地付近の気候特性、日射方向及び風向きを考慮した外皮性能を確保すると共に、外気負荷低減に努めた空調設備計画とすること。

(イ) 一次エネルギー消費量削減に努めた設備計画とするほか、コストメリット有する範囲で再生可能エネルギー導入を計画すること。

(ウ) 建築設備の機器構成は、ライフサイクルコストの観点から光熱水費や保全費が低コストであると共に、医療機器や建築設備の更新時の作業性等を考慮したものであること。さらに使用する資材（管、ケーブル等）についても長寿命で更新頻度が少ないものを計画すること。また、既存総合污水处理施設についての利用についても検討すること。

(5) 霧島市産資材の活用

工事に使用する資材の選定にあたっては、霧島市産資材の優先に努めること。

(6) コスト縮減および工期短縮に係る対策

可能な限り建設費の圧縮に努め、費用対効果やライフサイクルコストなどの検討を十分に行うこと。また、建設工期の短縮化に向けた工法等の検討を行うこと。

(7) 災害対応

(ア) 大規模災害時にも、医療が継続できる施設となるよう計画すること。

(イ) 災害拠点病院として、災害に備えた施設構造や必要な設備を計画すること。

(8) 既存建物の利用検討

既存建物（手術室棟）について有効な活用方法を検討すること。

(9) 既存温泉の利用検討

敷地内にある温泉について、有効な活用方法を検討すること。

(10) その他共通留意事項

(ア) 防災、防犯等の施設管理に対する配慮

- (イ) 耐久性および防災対策等に対する配慮
 - (ウ) 維持・保全計画（インシャルコスト、ランニングコスト等を含む）等への配慮
 - (エ) 環境負荷低減（省エネルギー、CO₂削減、リサイクル等）への配慮
 - (オ) 関係法令その他市町村条例等への配慮
 - (カ) その他、発注者が必要とする事項
- (11) テレビ電波障害検討業務
- 新病院建設予定地の周辺地域における、新病院完成後の地上デジタル放送波の電波遮蔽減衰量、反射量および自由空間電界強度を求めるものである。また、障害軒数（世帯数）の把握および改善方策、改善方策に伴う必要事項のチェックを併せて行うものとする。
- (ア) 対象
 - 新病院建設場所
 - (イ) 対象建築物想定高さ
 - 提案による。
 - (ウ) 業務内容
 - 一般社団法人日本CATV技術協会および日本放送協会作成の地上デジタル電波予測計算ソフトにてシミュレーションを実施する。シミュレーション結果から、電波予測範囲図を作成する。
 - (エ) 対象チャンネル
 - NHK総合、NHK教育、南日本放送、鹿児島テレビ、鹿児島放送、鹿児島読売テレビ
 - (オ) シミュレーション項目
 - 電波遮蔽減衰量（dB μ V）、電波反射量（dB μ V）、自由空間電界強度（dB μ V/m）
 - (カ) 技術管理者
 - 技術管理者の資格要件は、（社）日本CATV技術協会認定の第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者とする。
 - (キ) 使用機器・資材
 - 業務に必要な機器、材料等はすべて受託者が準備する。
 - (ク) 報告書
 - 報告書の作成方法および報告書の様式は、社団法人CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」によること。
 - (ケ) 成果品
 - 「Ⅱ-3」の成果物及び提出部数等の事項のとおりとする。
 - (コ) その他
 - その他明記されていないものについては、調査員と協議のうえ決定する。

設計委託業務特記事項

1. 本業務委託契約は、建築設計業務委託契約書（A）により行うものとする。
2. 霧島市個人情報保護条例に基づく別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取り扱いを適正に行うこと。
3. 設計に関するすべての事項は秘密を厳守し、他に漏らし、また、利用しないこと。
4. 委託契約締結後、速やかに設計工程表、設計体制表（様式-1）及び業務計画書を提出し、係員の承諾を受けること。

業務計画書には、業務委託内容書に基づき下記事項を記載するものとする。

- （1）業務概要（2）実施方針（3）業務工程（4）業務組織計画（5）打合せ計画（6）成果物の品質を確保するための計画（7）成果物の内容、部数（8）使用する主な図書及び基準（9）連絡体制（緊急時含む）（10）その他必要事項

業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出すること。調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。

5. 霧島市担当者との打合せ等の窓口は、管理技術者又は意匠（総合）主任担当技術者が直接行うこと。
6. 設計に当たっては、仕様・使用材料・構造方式・設備方式・施工技術等総合的に比較検討した資料及び設計要旨（コンセプト）と外観色彩計画書を提出し、調査職員の承諾を得ること。
7. 工事に使用する資材の選定にあたっては、霧島市で産出、生産または製造されたもの（以下「霧島市産資材」という）の優先使用に努めることとし、また霧島市産資材以外については、県内で産出、生産または製造されたものを優先使用するよう努めること。
8. 設計段階において、各工種に特殊な技術や工法等を採用する必要がある場合には、その工法等が県内の施工業者及び作業員等により施工可能かどうかを十分に検討し、その内容を書面で調査職員に提出し、打合せを行うこと。
9. 建設工事費については、徹底したコスト管理に努めること。また、コスト縮減提案書を提出すること。
10. 鹿児島県福祉のまちづくり条例、バリアフリー法等の認定基準等も考慮し高齢者や障害者にも十分配慮した設計とすること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実地に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う

業務を第三者に依頼し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 9 受注者は、この契約に違反した事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地検査)

第 10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 「発注者」は委託者である市を、「受注者」は受託者をいう。